

様式第1号(第3条関係)

公害防止対策事前協議申請書

年 月 日

(あて先)太田市長

申請者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

電話番号

代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

電話番号

太田市公害防止対策事前協議指導要綱第3条の規定により、次のとおり事前協議を申請します。

事業所の名称		建築物の用途	
建築場所	太田市		
事業内容	業種名		主製品
申請の種類	新築・増築・改築・用途変更・その他()		
建物面積	今回延面積	m ²	既存延面積
			m ²
敷地面積	今回増加面積	m ²	既存面積
			m ²
主要構造等	(鉄筋・鉄骨・木造・)・階数()・建物高さ()		
用途区域	第一低層住専・第一中高層住専・第二低層住専・第二中高層住専・第一住居・第二住居・準住居・近隣商業・商業・準工・工業・工専・調整・非線引き		
着手予定	年	月	日頃
			工期 箇月
設計者	住所 氏名		電話() —
施工予定者	住所 氏名		電話() —
公害特定施設等	別紙第1「公害特定施設等調査書」のとおり		
公害防止の方法	別紙第2「公害防止対策書(誓約書)」のとおり		
添付図面	周辺見取図、建物図(配置図・平面図・立面図)添付		

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格A4とし、添付図面の大きさはやむを得ないものを除き、日本工業規格A3又はA4とすること。

公害特定施設等調査書

<p>該当する特定施設等の項目を○で囲み、その他の特定施設又は特定施設以外でも周辺環境への影響が大きいと思われる事項について併せて記入してください。</p>				
<p>特定建設作業等 くい打ち機、くい抜き機、さく岩機(ブレーカー)、空気圧縮機、建設・解体作業 鋼球破壊作業、その他騒音や振動の発生する作業()</p>				
<p>騒音・振動発生施設等</p>	<p>機械プレス、液圧プレス、せん断機、空気圧縮機、バンディングマシン、送風機、 破碎機、印刷機、合成樹脂射出成形機、 その他騒音や振動の発生する機械()</p>			
	<p>上記施設の名称・種類</p>	<p>公称能力</p>	<p>台数</p>	<p>使用時間</p>
	-----	-----	-----	<p>～</p>
	-----	-----	-----	<p>～</p>
	-----	-----	-----	<p>～</p>
	-----	-----	-----	<p>～</p>
	-----	-----	-----	<p>～</p>
<p>水質汚濁発生施設等</p>	<p>酸・アルカリ表面処理施設、自動式車両洗浄施設、旅館業施設、洗濯業洗浄施設、 飲食業厨房施設、し尿処理施設(人槽) その他廃水の出る施設()</p>			
	<p>排水量(m³/日)・排出先(下水道・側溝(河川)・地下浸透) 用水(上水道・地下水)・地下水の場合(深さ m・口径 mm)</p>			
<p>ばい煙発生施設等</p>	<p>ボイラー、加熱炉、乾燥炉、廃棄物焼却炉、めっき・酸洗い施設、ディーゼル機関、 その他ばい煙の発生する施設()</p>			
	<p>能力・規模等()、燃料()、時間消費量(/hr)</p>			
<p>粉じん発生施設等</p>	<p>破碎機、磨砕機、ベルト及びバケットコンベア、塗装被膜施設、帯のこ盤、丸のこ盤、 かんな盤、成型機(強化プラスチック) その他粉じんの発生する施設()</p>			
<p>悪臭発生施設に係る排出物質等</p>	<p>悪臭防止法に定める物質の使用の有無(有・無) 畜舎・有機溶剤使用(有・無) 臭気の強い使用物質名()</p>			
<p>廃棄物の種類と処理の方法</p>	<p>主な廃棄物()</p>			
	<p>処理の方法()</p>			

備考 各施設の設置場所は、配置図に記入のこと。

公害防止対策書(誓約書)

年 月 日

(あて先)太田市長

申請者

氏名又は名称及び住所並

びに法人にあつてはその

代表者の氏名

電話番号

印

公害の未然防止のため、次の公害防止対策を実施し、万全を期しますが、周辺状況の変化により将来、公害事象等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めることを誓約いたします。

(該当する□の欄をレ印にてチェックしてください。)

[解体工事・基礎工事・建設工事の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定建設作業を実施する場合は、元請業者が作業開始の7日前までに届出する。
- 付近住民に工事内容を説明し、了解を求める。
- 建設工事現場に工事の内容、期間、問い合わせ先等を明示した案内板を設置し、住民からの連絡窓口を設ける。
- 解体作業を実施する場合は、粉じん等が飛散しないよう必要なところは散水し、周囲には遮へい板等を設ける。
- 塗装ミスト、油煙及び騒音防止のためシート等を張り、周辺に迷惑がかからないよう細心の注意を払う。
- 廃棄物の焼却は、行わない。
- 早朝及び夜間の作業は、行わない。
- 工事の手順上、やむを得ず早朝又は夜間の作業を行うときは、周辺住民に作業内容、作業時間等を説明し、了解を求める。
- パワーショベル、ブルドーザー、発電機等の使用に当たっては、騒音及び振動の防止に努め、近隣に迷惑のかからないようにする。
- 資材の搬入及び搬出に当たっては、近隣に迷惑がかからないように注意する。
- 排水を伴う工事を行う場合は、_____により処理する。
- 建築工事現場はもとより、その周辺を含め清掃を心掛ける。
- その他_____により建設工事中の公害発生を防止する。

[騒音関係の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定施設を設置する場合は、設置工事着手の30日前までに届出書を提出し、指導を受ける。
- 建物外壁には重量質の壁材_____、_____mm厚を、内壁材は_____、_____mm厚を使用する。
- 窓材は_____、_____mm厚を使用する。
- 騒音の発生する機器は、敷地境界から遠ざけて配置する。

- 敷地境界に壁材_____、高さ___mの防音塀を設置する。
- 特定施設以外の機器からの騒音についても、周辺に迷惑をかけないように充分に注意する。
- 窓を閉めても作業のできるよう空調設備を設ける。
- クーリングタワー、ボイラー等は、夜間も使用するので周辺の迷惑にならないように対策_____を行う。
- カラオケ等音響機器類の使用に当たっては、周辺の迷惑にならないように対策として_____を行う。
- 宣伝放送、場内呼出し、ラジオ等の音量は、極力低減し、周辺に迷惑をかけない。
- 騒音を発生する機器等の早朝及び夜間の使用を自粛する。
- その他_____により騒音公害等の発生を防止する。

[振動関係の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定施設を設置する場合は、設置工事着手の30日前までに届出書を提出し、指導を受ける。
- 振動の発生する機器は、敷地境界から遠ざけて配置し、距離減衰を図る。
- 防振対策として機器設置に当たり基礎対策_____を実施する。
- 特定施設以外の機器からの振動についても、周辺に迷惑をかけないように充分に注意する。
- 振動を発生する機器の早朝及び夜間の使用を自粛する。
- その他_____により振動公害等の発生を防止する。

[水質汚濁関係の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定施設を設置する場合は、設置工事着手の60日前までに届出書を提出し、指導を受ける。
- 排水処理施設として_____を設置し、水質汚濁防止法令基準値はもちろん群馬県行政指導値に適合する排水とする。
- 特定施設には該当しないが、汚濁廃水、酸アルカリ廃水等が排出されるものにあつては、これを処理して排水する。
- 生活系の雑排水処理として合併浄化槽_____人槽で処理する。
- 污水处理施設等の設置後の維持管理を充分に行う。
- 污水处理により発生する汚泥等は_____により処理する。
- 油分の排出が心配されるので、降雨を考慮し十分な能力のある油水分離槽を設置する。
- 農業用水、河川等に排水する場合は、その管理者と協議し了承を得る。
- その他_____により水質汚濁公害等の発生を防止する。

[ばい煙関係の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定施設を設置する場合は、設置工事着手の60日前までに届出書を提出し、指導を受ける。
- 良質な燃料(低硫黄・低窒素)により大気汚染を防止する。
- K値を8.0以下にし対応する。
- ばい煙等により付近に迷惑をかけないように設置の場所、煙突、排気口の位置、高さ等に細心の注意を払う。
- その他_____によりばい煙関係等の公害発生を防止する。

[粉じん関係の公害防止対策]

- 法律等の定めによる特定施設を設置する場合は、設置工事着手の60日前に届出書を提出し、指導を受ける。
- 金属、木材等の加工、塗装作業等からの粉じんにより、周辺に迷惑をかけないよう屋内で作業する。
- 粉じんが飛散しないよう集じん装置、防じん装置_____を設置する。
- その他_____により粉じん関係等の公害の発生を防止する。

[悪臭関係の公害防止対策]

- 有機溶剤の使用、畜産、熱処理、発酵、湯煮等により臭気の発生する作業に当たっては、脱臭装置_____を設置する。
- 臭気の発生する作業は、周辺環境の悪化を防止するため、屋内で行う。
- 臭気の発生する材料、製品等は、臭気の漏れにくい構造物に保管する。
- 臭気を伴う排気口の位置、高さ等については、周辺に迷惑をかけないよう設置する。
- 動物の飼育等を行う場合は、頻繁に清掃を実施するとともに堆肥置場、農地還元についても悪臭発生のないよう十分に注意する。
- その他_____により悪臭公害等の発生を防止する。

[廃棄物関係の公害防止対策]

- 廃棄物の保管場所は、風雨により影響を受けない構造とする。
- 廃棄物の処理に当たっては、県知事の許可を得た廃棄物処理業者(収集運搬、中間処理及び最終処分業者)と委託契約し、責任をもって処理する。
- 廃棄物(廃油、ゴム、プラスチック、繊維屑、皮革等)の焼却は、黒煙、灰の飛散、焼却の際の悪臭発生等のこともあるので、行わない。
- やむを得ず、焼却を行う廃棄物_____については、対策として_____を講じた焼却炉により焼却する。
- その他_____により廃棄物に係る公害等の発生を防止する。

[その他]

- 電波障害の問題が生じないよう対応する。
- 日照権の問題が生じないよう対応する。
- 敷地内の緑化や不要な雑草を繁茂させない等の環境美化に努める。
- 建物の色彩等が景観を損わないようにする。
- 地盤沈下等の防止のため、地下水の揚水は行わない。
- 地下水を使用する場合は、循環利用を図るなどして使用量を抑制する。
- 建物の用途変更を行った場合又は他人に当該建物の権利譲渡した場合は、遅滞なく市へ連絡し、指導を受ける。
- 貸工場、貸店舗等の貸建物については、借請人が当該事前協議書、対策書を提出するように指導する。